

本検討会でご議論頂きたい事項

1. 既存住宅流通・リフォーム市場拡大等と住宅瑕疵保険

○既存住宅等に係る2号保険のあり方

- ・ストック活用型等社会への転換による既存住宅流通・リフォーム市場の重要性の向上等、住宅瑕疵保険マーケットを取り巻く環境の変化を踏まえ、2号保険の普及拡大をどのように進めるべきか。

(ex. インスペクション等の関連制度や関連事業者との連携強化等。)

○2号保険に対する新たなニーズ等

- ・住宅瑕疵担保履行法の完全施行から10年という期間経過を見据え、新築住宅に係る住宅瑕疵担保責任期間(10年)が経過した住宅に対する保険サービスの必要性等、2号保険に対する新たなニーズはないか。

○現場検査のあり方等

- ・(新築を含め)これまでの事故実績や技術開発の進展等を踏まえ、現場検査について見直すべき点はないか。

(ex. 共同住宅の共用部の検査結果の取扱い等。)

- ・この他、保険等に関係する手続について合理化すべき点はないか。

2. 消費者保護の充実策

○紛争処理制度等の周知・活用促進策

- ・現在の消費者保護策の中核である評価住宅・保険付き住宅の住宅紛争処理制度や専門家相談等について、改善すべき点はないか。また、制度の更なる周知・活用をどのように図るべきか。

(ex.住宅取得者が保険付き住宅か確認できる仕組みの構築等)

- ・必要な費用負担のあり方を含め、リフォーム・既存住宅売買への紛争処理制度の対象の拡大の必要性についてどう考えるべきか。

○事故情報活用促進策

- ・事故情報の収集・分析を実施し、事業者への注意情報・消費者への啓発情報の発信や、保険料率検証等への活用を図る予定であるが、その際に重視すべき観点、考慮すべき事項はないか。

○住宅瑕疵保険の特性に応じた消費者保護策

- ・最終的に保護すべき対象(住宅取得者)と保険契約者・被保険者(住宅事業者)が異なるという住宅瑕疵保険の特性に鑑み、消費者保護の観点から検討が必要となる事項はないか。

ご議論頂きたい事項③

3. 保険料等の水準の検証方策

○住宅瑕疵保険の保険料の見直しが行われる際、認可に当たってどのような観点で判断すべきか。

- ・水準検証に必要となるデータの種類及びデータ量。
- ・水準見直しに当たって重視すべき観点・考慮すべき事項。
- ・これまでの検討会での提言(巨大損害、破綻リスク対応)等、水準検証に当たって追加的に考慮すべき事項。
- ・水準見直しのスケジュール等。
- ・保険法人が負うリスクのあり方。

○住宅瑕疵担保履行法の施行後10年間の実績を踏まえ、保証金の水準の妥当性について、どのような観点から検証すべきか。

4. その他

○1～3で掲げる事項以外に、本検討会で議論すべきテーマはないか。